

協議会だより

「令和六年度補正予算」が成立

二〇二四年一月二十九日に「令和六年（二〇二四）度補正予算（案）」が閣議決定され、同年二月九日に国会に提出され、同日十七日に成立しました。

子ども家庭庁のホームページに掲載された「令和六年度子ども家庭庁補正予算案主要施策集」から、学童保育に関わる事柄を紹介します。放課後児童クラブの待機児童問題への対応」という項目では、以下、五つの方策が示されています。

◆「放課後児童クラブの整備促進」
三億円

◆「業務のデジタル化（利用調整の円滑化、職員の対応余力の増強）」
一億二〇〇万円

◆「放課後児童クラブへの民間の新規参入を支援」「職員の確保を支援（大学等との連携、インターン等）」一億円

◆「放課後児童クラブ以外の施設で、子どもを安心・安全に預けられる事業を創出（例 児童館、保育所等）（預かり事業の実施等をモデル事業で支援）」一億八〇〇万円

この補正予算は、同年一月三十一日に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策（以下「総合経済対策」。全文は内閣府ホームページに掲載の裏付けとなるものです。

「総合経済対策」では、第二章の第三節四（二）「子ども・子育て支援の推進」に、「子どものための質の高い成育環境を提供する」「放課後児童クラブの質・量の拡充」とい

う文言があり、施策例として、「放課後児童クラブ職員確保・民間事業者参入支援事業」「放課後児童クラブ利用手続き等に関するDX推進実証事業」があげられています。

一方、保育所について「総合経済対策」では、「保育士等の処遇改善」「保育士修学資金貸付等事業」「常勤保育士」の範囲拡大を通じた保育人材の確保などがあげられ、補正予算でも「保育士等の処遇の抜本的な改善」に一・一五〇億円が計上されており、学童保育と比べると、施策の方向性、予算規模ともに大きな格差があります。

補正予算に示された「業務のデジタル化」に関わって、学童保育で入所申し込みの電子申請を行うようになった現場では、オンラインにより手続きが簡便になったものの、入所してくる子ども・保護者の様子が入所説明会になるまで把握できないという課題も生じているそうです。

令和六年（二〇二四）度当初予算

の「常勤職員配置の改善」と同様に、国から示される施策が、学童保育本来のあり方と乖離していないか、現場の実態を反映しているか、全国学童保育連絡協議会（以下、全国連絡協議会）では、全国各地の学童保育連絡協議会を通じて情報収集を行い、実態をもとに、課題解決の手立てを共に考え、取り組みを進めていきます（本誌二〇二五年一月号「協議会だより」もあわせてごらんください）。

改定地方自治法「指定地域共同活動団体」制度について

二〇二四年六月に改定された地方自治法には、「指定地域共同活動団体」制度が盛り込まれています。この制度は、「地域の多様な主体の連携及び協働の推進」として、「地域住民の生活サービスの提供に資する活動を行う団体を市町村長が指定できる」とし、指定を受けた団体へ

の支援、関連する活動との調整等に
係る規定を整備する」ものです。こ
れにより、学童保育の運営主体・運
営形態にも影響があることが考えら
れます。

二〇二四年九月二十六日総務省自
治行政局市町村課長の通知「『指定
地域共同活動団体』制度の運用等に
係る考え方について」(以下、「考え
方」)が发出されました(総務省ホ
ムページに掲載されています)。

「指定地域共同活動団体」制度の
概要は、つぎの三点了です。

①市町村長が、生活サービスを提供
に資するものとして条例で定める特
定地域共同活動を、地域の多様な主
体と連携して行う団体について、団
体からの申請に基づき、「指定地域
共同活動団体」として指定し、当該
団体の活動を支援するとともに、関
連する他の団体の活動との調整を行
う。

②市町村から指定地域共同活動団体
への随意契約による関連する事務の

委託及び行政財産の貸付けを可能と
する。

③指定地域共同活動団体の適正な運
営を確保するための規定を設ける。

また、「考え方」では、「2. 指定
地域共同活動団体の指定について」
の項目に、「本制度を導入するかと
うかについては、市町村の判断によ
るものであり、導入する場合には、
指定地域共同活動団体の指定の要件
等を条例で定める必要がある」と記
されています。

総務省自治行政局市町村課から、
同日付で发出された総務省自治行政
局市町村課の事務連絡「『指定地域
共同活動団体』制度の運用に係る
質疑応答集について」を提供して
いただきました。

このなかの「問2 指定地域共同
活動団体としてどのような団体が想
定されるのか」には、「例えば、近
年地域の暮らしを支える重要な担
手となっている地域運営組織や、他
の主体と連携して地域の課題解決の

ための活動を行う地域の住民が主体
となって運営されているNPO、複
数の自治会等を構成員とする団体な
どが、指定地域共同活動団体として
指定される可能性があるものと考え
られる」との回答が示されています。

また、「問8 特定地域共同活動
とは、具体的にどのような活動が想
定されるのか」には、「例えば、地
域における高齢者等の生活支援や子
ども・子育て支援、地域の環境美化
活動などが想定される」として、参
考までにつぎの活動があげられてい
ます。「生活支援・買い物支援、高
齢者の外出支援等」「居場所・環境・
高齢者の居場所づくり(交流・健康
づくり等)、子育て中の保護者が集
まる場の提供、子ども食堂の運営
子ども居場所づくり(学童・学
習支援等)、地域の環境美化・清掃

地域集会施設の維持管理、地域行事、
地域における文化・スポーツ等の生
涯学習等」「安全・安心・高齢者へ
の声掛け、見守り、子どもの登下校

時の見守り、防犯パトロール、災害
時の連絡・安否確認等」

さらには、「問12 営利企業は、
指定地域共同活動団体の指定対象と
なり得るのか」には、「営利企業に
ついては、地域的な共同活動を行う
ことを本来の目的とするものである
とはいえないため、一般的には、「地
域的な共同活動を行う団体」には該
当せず、指定対象とはならないもの
と考えられる」との回答も示されて
います。

同年九月三日、全国連協役員会
では緊急学習会を開催し、「地方自
治法」の果たしてきた役割や今日に
至る変遷を天まかに学び、今回の改
定で危惧される「自治体業務のDX
化」「補充的指不権」「特定地域共同
活動・指定地域共同活動団体」につ
いて学びました。

緊急学習会で学んだことを受け
て、今後、各地域の学童保育連絡協
議会に向けて、学習と運動の課題を
提起します。